

① 制度の概要

中小企業・小規模事業者等が事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う**経営資源の引継ぎ**、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。

事業承継促進枠は、親族内承継や従業員承継等の事業承継予定の**後継者が中心**となって取り組む、生産性向上に資する設備投資等を支援する枠組みです。譲り渡す対象会社または対象事業の所有権および経営権がいずれも被承継者から承継者へ譲渡される必要があります。

📌 支援内容

❑ 事業承継促進枠

- ☐ 承継予定者を中心とした生産性向上に係る取組
- ☐ 引き継ぐ経営資源を活用した事業
- ☐ 5年間の補助事業計画で生産性向上要件の達成

最大800万円

補助率：1/2-2/3

❑ 賃上げ実施時加算

- ☐ 補助事業期間において一定の賃上げを実施
- ☐ 800万円を超え1,000万円以下の部分は補助率1/2

最大1,000万円

廃業費加算：+150万円

🎯 対象となる取組

【補助対象事業の要件】

- ☐ 承継予定者が主導して取り組む事業であること
- ☐ 承継予定の中小企業者等における事業であること
- ☐ 承継予定である中小企業者等の**経営資源を有効活用**した事業
- ☐ 5年間の事業計画で生産性向上要件を達成する計画

【対象外事業】

- ☐ 公序良俗に反する事業
- ☐ 風俗営業等に関する事業
- ☐ 国・地方自治体の他の補助金等を活用する事業

👥 対象者

- ☐ **中小企業者等**で地域経済に貢献している事業者
- ☐ 日本国内に拠点又は居住地を置く事業者
- ☐ 法令遵守上の問題を抱えていない事業者
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力でない事業者

※小規模企業者は補助率2/3、その他は1/2

📊 戦略的分析

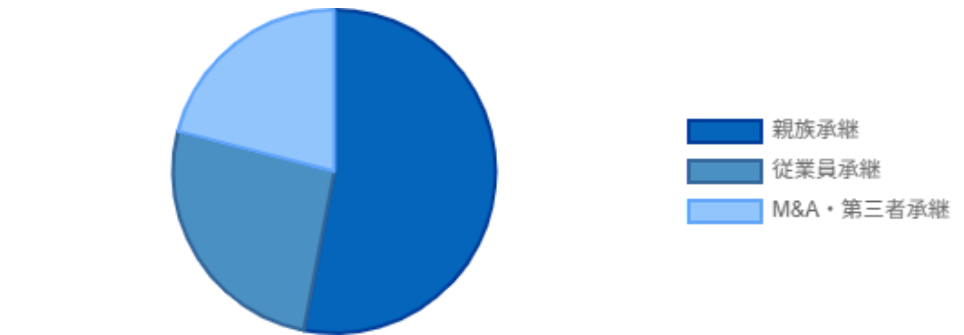
【採択のポイント】

- ☐ **事業承継の蓋然性**を認定経営革新等支援機関に確認してもらう必要があり、計画の実現可能性が重要
- ☐ **生産性向上要件**（付加価値額の3%/年向上）の達成計画が明確であること
- ☐ 承継予定者の**経験・能力**と引き継ぐ経営資源の有効活用策が具体的であること

【申請戦略のポイント】

- ☐ 早期の**認定経営革新等支援機関との連携**構築が必須
- ☐ **jGrants申請**のためGビズIDプライムアカウント取得（1-2週間要）
- ☐ 賃上げ実施により上限額を800万円から1,000万円に引上げ可能

📈 中小企業の事業承継実態



親族承継割合：約53%（2020年調査）
従業員承継割合：約26%で増加傾向
M&A・第三者承継：約21%で急増中

💡 補助対象経費の例

経費区分	主な対象項目
機械装置費	生産性向上に必要な機械・装置の購入費
システム構築費	業務効率化システム、IT機器の導入費
技術導入費	知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	事業承継に関する専門家への謝金
運搬費	機械装置等の運搬・設置に要する経費

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **事業承継計画の明確化**：5年以内の具体的な承継スケジュールを提示
- ☐ **生産性向上の根拠**：**付加価値額3%/年向上**の実現可能性を数値で示す
- ☐ **経営資源の有効活用**：既存の技術・ノウハウ・顧客基盤の活用策
- ☐ **地域経済への貢献**：雇用維持・創出や地域への波及効果を具体化

⚠️ 重要な要件

- ☐ 承継予定者は**3年以上の経験**又は被承継者の親族であること
- ☐ 対象会社は**3期分の決算・申告**が完了していること
- ☐ 公募申請期日から**5年後まで**に事業承継を完了予定
- ☐ 認定経営革新等支援機関による事業承継の蓋然性確認が必要

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/4作成】

提出書類	チェックポイント
事業計画書	☐ 生産性向上要件 の達成計画明記 ☐ 承継予定者の経験・能力を具体的に記載 ☐ 5年間の事業計画と収支見込み
承継計画確認書	☐ 認定経営革新等支援機関による確認必須 ☐ 事業承継の蓋然性を証明
決算書・申告書	☐ 直近3期分の提出が必要 ☐ 個人事業主は青色申告書の写し
見積書・仕様書	☐ 補助対象経費の根拠資料 ☐ 複数業者からの相見積もり推奨

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
GビズIDプライムアカウント取得（1-2週間）
認定経営革新等支援機関との連携構築
事業計画書・承継計画の策定
- 公募期間**
2025年8月22日（金）～9月19日（金） 17:00
jGrantsによる電子申請のみ
※申請期限厳守、システムアクセス集中に注意
- 審査期間**
10月中旬～11月頃（予定）
書面審査による採択事業者の決定
- 交付決定通知**
2025年11月頃
採択事業者に対して交付決定通知書発送
- 事業実施**
交付決定後～2026年1月31日
補助事業の実施・完了報告書提出
※契約・発注は交付決定後に実施

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://jsh.go.jp/
申請システム (jGrants)	https://www.jgrants-portal.go.jp/
事務局	事業承継・M&A補助金事務局 ※お問い合わせは制度詳細ページより確認ください 受付：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00